

第53回水道週間 期間6月1日(水)～7日(火)

「蛇口から あふれるぼくらの 夢・未来」

問い合わせ 水道部 総務課 ☎ 877-4869 (内線5131～5135)



第53回水道週間が6月1日(水)～7日(火)の日程で厚生労働省をはじめ都道府県、各市町村で全国一斉に実施されます。水道週間は、水道についての理解と関心を深めていただくために毎年行われ、今年のスローガンは「蛇口から あふれるぼくらの 夢・未来」となっています。

平成22年度水質調査計画に基づき市内4か所で行った検査の結果、平成22年度の水質検査結果は市ホームページに掲載されています。市ホームページ「暮らしの情報」→上下水道「水質情報」を選択してください。



パイロット

☆タンクが無い場合
特に時間の指定はなく、蛇口を全部占めた状態で水道メーターのパイロットの回転の有無を確認する。

水漏れ(漏水)に注意!
漏水は、始めのうちはわずかな水量でも次第にその量を増やしていきます。
気付かずにいると、思わぬ高い水道料金となってしまいます。漏水は早期発見、早期修理をお願いします。

年1回の貯水槽清掃を行います!
貯水槽を長い間清掃しないでおくこと、ゴミや藻が溜まったりすることがあります。いつでも安全で衛生的な水をご利用いただくために、年1回の貯水槽の清掃を行います。

営業課 営業係
☎ 877-18460
(内線5154・5156)

水道料金「連合用」の申請はお済みですか?
連合用とは2世帯以上の共同住宅(アパート・2世帯住宅など)について次の基準を満たす場合に限り、所有者からの申請により「連合用」の扱いを受けることができます。

水道料金などの特別措置について
平成23年3月11日に発生した東日本大震災で被災され、現在浦添市に住んでいる被災者世帯および被災者を受け入れている世帯に対し、上下水道料金減免などの特別措置を行っています。

無を確認する。回転があると、漏水の可能性がります。漏水の箇所によっては水道料金を減免できる場合があります。

医療のことで困ったら...

メディカル・インフォメーションセンター にご相談ください!

相談窓口



メディカル・インフォメーションセンター
0120-776-689

このようなご相談は...

- ・最近、頭痛がひどい。病院に行きたいけど、何科へ受診したらいいかわからない。
- ・健康診断ができる医療機関が知りたい。
- ・市内の医療機関について知りたい。
- ・リハビリができる場所を教えてください。



◆医療や医療機関などに関する情報提供
広報紙や2か月に一度発行しているメディカル・ナビで、「医療機関の紹介」「医療機関などが開催するイベント(講座・教室)」「各医療機関医師による健康や医療に関する記事」などの医療情報を掲載しています。また、メディカル・インフォメーションセンターにて市内医

◆健康や医療に関する相談
メディカル・インフォメーションセンターでは、来所・電話(フリーダイヤル専用回線)で医療に関する相談を受けています。浦添市医師会と連携し、保健師・精神保健福祉士・社会福祉士などの専門相談員が対応します。

◆健康増進や疾病の予防普及啓発
浦添市医師会と協働し、健康や病気に対する理解普及活動を目的とした講演会の開催、かかりつけ医(ホームドクター)を持つことの促進などを行っています。

◆メディカル・インフォメーションセンターってなに?
メディカル・インフォメーションセンターは、市民の皆さまの医療に関する様々な相談を受けたり、必要な医療や医療機関などの情報を提供したりする公的機関です。

◆保健・福祉・医療のネットワークの推進
市保健相談センター、福祉・介護サービス事業所、医療機関など、それぞれが情報を共有すること、サービスの向上や包括的なサービス提供ができるような体制づくりをしています。

◆健康増進や疾病の予防普及啓発
浦添市医師会と協働し、健康や病気に対する理解普及活動を目的とした講演会の開催、かかりつけ医(ホームドクター)を持つことの促進などを行っています。

◆健康増進や疾病の予防普及啓発
浦添市医師会と協働し、健康や病気に対する理解普及活動を目的とした講演会の開催、かかりつけ医(ホームドクター)を持つことの促進などを行っています。

◆健康増進や疾病の予防普及啓発
浦添市医師会と協働し、健康や病気に対する理解普及活動を目的とした講演会の開催、かかりつけ医(ホームドクター)を持つことの促進などを行っています。

メディカル・インフォメーションセンター(市役所1階)
月曜日～金曜日(祝日・慰霊の日を除く)
午前8時30分～午後6時
☎ : 0120-776-689(フリーダイヤル)
☎ : 870-6038
FAX: 876-5011
電話相談は、フリーダイヤル(無料)をご利用ください。



◆救急医療情報キット配布
高齢者や障がい者、健康に不安をもつ方が、個人の医療情報などを入手して救急医療情報キットを配布していただきます。このキットを自宅に保管することで、救急搬送時に救急隊員・搬送先の医師へ迅速的確に個人の医療情報を提供することができ、救命の手助けとなります。